

広島県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

5 係長は、第一項に規定するもののほか、別表第二に掲げる課長の専決事項のうち軽易な事項について、課長が部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

附則第三項中「第十三号」を「第十八号」に改める。

附則第四項中「第十四号」を「第十九号」に改める。

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第九号中「及び配当替え」を「配当替え及び令達」に改め、同表教育部の部中「指導第一課」を「義務教育指導課」に、「指導第二課」を「高校教育指導課」に、「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。